

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 3日	
前橋市長 小川 晶 殿	
提出者 〒379-2154	
住 所 群馬県前橋市天川大島町1340番地4	
氏 名 三山アドコス生コン株式会社	
代表取締役 諸角 富美男	
電話番号027-289-2182	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三山アドコス生コン株式会社 富士見工場
事業場の所在地	群馬県前橋市富士見町小暮1588番地15
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E21 窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	2023年度実績 生産量(生コンクリート) 16,000m ³
③ 従業員数	8名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	生産工程 生コン製造 → 運搬 → 荷卸し → 戻りコン発生 → コンクリートくず ↓ 回送 水処理工程 プラント洗浄 → スラッジ水槽 → 脱水 → コンクリートくず ↓ ミキサー車洗浄 練り混ぜ水

(日本産業規格 A列4番)

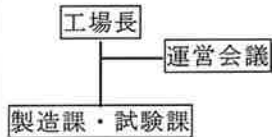


(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

事業場



【産業廃棄物処理責任者】所属：富士見工場 工場長

【産業廃棄物担当者】 所属：富士見工場 製造課

【工場運営会議の役割】

- ・産業廃棄物処理に関する検討。産業廃棄物の発生、再利用方法の検討。適正処理の監視等、運営上必要な事項を検討する。

【産業廃棄物処理責任者の役割】

- ・産業廃棄物処理の作成
- ・産業廃棄物処理状況の把握と改善策の検討
- ・産業廃棄物処理に関する各種事項の決定
- ・監督官庁への各種報告
- ・社員に対する教育 ・その他関係する事項

【産業廃棄物担当者】

- ・産業廃棄物管理票の交付 ・産業廃棄物の管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類

ガラス・コンクリート・陶磁器
くず

排出量

1,610 t

t

(これまでに実施した取組)

- ・発生要因の調査（納入した生コンクリートが不要になり工場へ持ち帰りとなった）もの。

② 計画

【目標】

産業廃棄物の種類

ガラス・コンクリート・陶磁器
くず

排出量

1,300 t

t

(今後実施する予定の取組)

購入者への残コン発生の抑制を強くお願いしていく。

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

② 計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 購入者への戻りコン発生の抑制を強くお願いしていく。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	全 処 理 委 託 量	1,610 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	1,610 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約を優良認定事業者と締結。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	全処理委託量	1,300 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,300 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の適正処理。 購入者に対して過剰発注の抑制等の呼びかけ。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。